



お知らせ

同時資料提供

山口県政記者クラブ  
山口県政記者会  
山口県政滝町クラブ

## 「山口県道路メンテナンス会議」を開催します

### ～道路施設の老朽化対策について 効率的な維持管理に向けた会議を設立～

山口県内の道路施設の多くは、高度成長期に整備されており、それらが急速に老朽化していくことが確実となっています。

このような課題に対応するため、山口県内の道路施設の維持管理・補修・更新等を計画的・効率的に行うことを目的に、高速道路、国道、県道、市町道の道路管理者からなる「山口県道路メンテナンス会議」を設立し、山口県内のトンネル及び橋梁等の道路施設の予防保全・老朽化対策強化を図ることとし、第1回会議を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

1. 開催日時 : 平成26年5月29日(木) 14:00～16:00
2. 開催場所 : 国土交通省 山口河川国道事務所 第1会議室  
(山口県防府市国衙1丁目10-20)
3. 議 事 : ①設立趣旨について  
②会議規約について  
③道路保全を取り巻く最近の話題  
④意見交換

※会議は公開で行います。会議内容につきましては、下記の問い合わせ先(担当)までご連絡いただけますようお願いいたします。

#### 【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所  
山口県防府市国衙1丁目10-20  
副所長(管理) 浅川 政和(あさかわ まさかず)  
(担 当) 道路管理第二課長 福井 雄二(ふくい ゆうじ)  
(広報担当) 計画課長 藤原 功(ふじわら いさお)  
電話番号 (0835)22-1856(道路管理第二課直通)

# 『山口県道路メンテナンス会議』の設置について

山口県内の市町が抱える**三つの課題**(**人不足・技術不足・予算不足**)に対して、国が県等と連携して、支援方策を検討するとともに、支援方策を活用・調整するため、『山口県道路メンテナンス会議』を設置

## 会議設置の背景

- 急速に進む道路施設の老朽化
- 厳しい財政状況の中、道路施設の補修や更新への的確な対応が必要
- 的確に対応を進めるために、山口県全体として実態の把握、計画的な補修・更新が必要

## 会議の役割

- 道路法第28条の2(道路の管理に関する協議会の設置)に位置付け
- 各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理を推進し、道路施設の予防保全・老朽化対策の強化を図る

## 会議の内容(協議事項等)

- (1) **道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること**
  - 課題の共有(技術者・技術力、関係機関調整、対応方針)
  - 国民・道路利用者等の理解・協働の取り組みに向けた情報発信
- (2) **道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること**
  - 点検(点検方針、業務の発注、優先順位検討など)
  - 修繕計画等の把握・調整(情報の収集・管理(DB)、緊急輸送道路等の修繕の優先順位、修繕時の代替路線、状況を踏まえた必要な措置の検討など)
- (3) **道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること**
  - 技術(点検)基準、点検要領の講習・修得、及び見直し等フォロー
  - 適切な健全度の新診断に関する情報共有、技術的支援
  - 代行制度に関する情報共有
- (4) **その他道路の管理に関し会長が妥当と認めた事項**

## 会議の構成員等(案)

- 道路管理者等
  - 中国地方整備局山口河川国道事務所
  - 山口県、山口県内19市町
  - NEXCO山口高速道路事務所
  - 山口県建設技術センター
- 会長 山口河川国道事務所長
- 事務局 山口河川国道事務所、山口県NEXCO山口・周南高速道路事務所
- 技術相談窓口 山口河川国道事務所

## 参考：中国地整の取り組み

- 【継続中】
- 点検技術の普及
    - 講習会、合同点検など
  - 重篤損傷への技術支援
    - 現地調査、対策方針への助言 等
  - 整備局策定の技術資料の情報提供(貸与)

## 山口県道路メンテナンス会議 設立趣意書(案)

我が国の道路施設は、昭和 30 年代後半からの高度経済成長期に集中的に整備されたため、例えば、10 年後には建設後 50 年経過する橋梁が 4 割以上にのぼると見込まれる等、今後急速に老朽化していくことが確実である。このため、これらの補修や更新を行う必要が急激に高まってくるが見込まれるが、国、地方ともに厳しい財政状況にある中、老朽化した道路施設の補修や更新に的確に対応していくかが、重要な課題となっている。

道路施設の維持管理・補修・更新を確実に進めるためには、国の管理施設はもとより、その大部分を占める地方公共団体の管理施設も含めてその実態を把握したうえで、施設の長寿命化も図りつつ計画的な補修・更新を行っていく必要がある。

そのためには、高速国道、一般国道、県道、市町道の、すべての道路管理者が情報を共有し、連携して対応していくことが効果的かつ効率的である。

このような状況の中、平成 26 年 4 月 14 日には、社会資本整備審議会道路分科会から『最後の警告』と題して、『道路の老朽化対策の本格実施に関する提言』がなされた。具体的な取組みとして、「メンテナンスサイクルの確定（道路管理者の義務の明確化）」と「メンテナンスサイクルを回す仕組みの構築」の二本柱で本格的なメンテナンスサイクルを始動すべきとされた。

前者については、道路法等の一部を改正する法律に合わせて改正された省令・告示により、平成 26 年 7 月から、道路管理者は、トンネル及び橋梁等の点検を近接目視により 5 年に 1 回の頻度で行うこととされた。道路管理者は、この点検及び診断結果に基づき計画的に修繕を実施し必要に応じ通行止め等の措置を行うこととなる。

本会議は、後者の取組みの一つとして位置づけられた「道路メンテナンス会議」として、山口県内のトンネルや橋梁等の道路施設を計画的かつ効率的に維持管理・補修・更新等を行うために、交通上密接な関連を有する道路管理者が相互に連絡調整し、また、協力して情報の共有や発信を行うことにより、点検や修繕計画等の調整、技術基準類に対する理解健全性の診断に関する研鑽、必要な技術的支援等を促進する等、道路施設の予防保全・老朽化対策を強化することを目的として、道路法 28 条の 2 の規定に基づき設置するものである。

平成 26 年 5 月 29 日